

財務関係書類のうち、「納税証明書」の取扱いについて

要綱別表第3の3の項の第2欄の第8号、要綱別表第4の4の項の第2欄の第12号及び要綱別表第5の5の項の第2欄の第13号に定める納税証明書は、国税通則法(昭和37年法律第66号)第123条に規定するもので、①から③までを提出すること。(原本、各1部)また、発行日、証明が必要な期間は以下のとおりであること。

- ① 納税額、未納税額等の証明
(設置主体が個人の場合は所得税、設置主体が法人の場合は法人税に係るもの)
- ② 所得金額の証明
(設置主体が個人の場合は申告所得税に係る所得金額、設置主体が法人の場合は法人税に係る所得金額)
- ③ 滞納処分を受けたことがないことの証明

◆事前協議時 ※要綱別表第3の3の項の第2欄の第8号(原本と写しを提出し、事前協議では写しを使用)

・証明の発行日

計画承認申請書の提出期限の2か月前以降

・証明が必要な期間

①納税額、未納税額等の証明	要綱別表第3の3の項の第2欄の第3号に定める直近3か年の決算報告書のうち、最も直近の会計期間と同期間のもの。
②所得金額の証明	
③滞納処分を受けたことがないことの証明	発行日前日の3か年前から発行日前日までのもの。

◆計画承認時 ※要綱別表第4の4の項の第2欄の第12号(原則として事前協議で提出済みの原本を使用)

・証明の発行日

計画承認申請書の提出期限の2か月前以降

・証明が必要な期間

①納税額、未納税額等の証明	要綱別表第4の4の項の第2欄の第7号に定める直近3か年の決算報告書のうち、最も直近の会計期間と同期間のもの。
②所得金額の証明	
③滞納処分を受けたことがないことの証明	発行日前日の3か年前から発行日前日までのもの。

◆設置認可申請時 ※要綱別表第5の5の項の第2欄の第13号

・証明の発行日

設置認可申請書の提出期限の1か月前以降

・証明が必要な期間

①納税額、未納税額等の証明	要綱別表第5の5の項の第2欄の第8号に定める直近3か年の決算報告書のうち、最も直近の会計期間と同期間のもの。
②所得金額の証明	
③滞納処分を受けたことがないことの証明	発行日前日の3か年前から発行日前日までのもの。

(参考) 国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>